保険業法等の一部を改正する法律の概要

○ 根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入

特定の者を対象とする保険業類似の「共済」 については、法規制がない。

※ 制度共済は別途の規制あり。

- 特定の者から保険の引受けを行う事業に、保険業法の 規定を適用。
- 新たな枠組みとして「少額短期保険業者」制度を創設
- 〇 既存の事業者には所要の経過措置。

〇 保険のセーフティネットの見直し

現行は生命保険・損害保険とも原則一律の補償。 生命保険の財源措置は 17 年度まで。

- 破綻時の補償率を、契約種類・内容等に応じて見直し。
- 〇 生命保険セーフティネットの財源負担を見直した上で、政府補助規定を3年間延長。

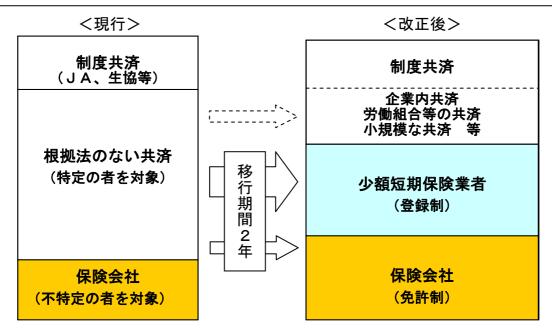
根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入

く現行>

- 保険業法は不特定の者を相手方として保険の引受けを行う保険業が対象。
- 任意団体等で特定の者に対して保険業類似の事業を行うものについては、 法規制や監督官庁がない。(JA共済等の制度共済は別途の規制あり。)

<改正後>

- 〇 契約者保護の観点から、保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手 方として保険の引受けを行う事業に、原則として保険業法の規定を適用。
- 〇 一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み(=少額短期保険業者)を創設。
- 〇 既存の事業者には、2年間の移行期間を設ける等所要の経過措置。
- 〇 法施行後5年以内に、少額短期保険業制度等について検討を行い、必要 な措置を講ずる。



	少額短期保険業者	保険会社
参入要件等	登録制	免許制
最低資本金	1000 万円程度(+一定の供託)	10 億円
取扱商品	少額、短期、掛捨てに限定	無限定(高額、長期、運用型も可)
資産運用	安全資産(預金、国債)	原則自由(株式、不動産、融資等)
その他	情報開示、募集規制、責任準備金、検査・監督 等	

保険のセーフティネットの見直し

(1) 保険契約の特性に応じた補償の見直し

<現行>

<改正後>

- 〇生命保険と損害保 険で同じ補償の方 式(契約継続を重 視)。
- 〇原則として一律に 責任準備金の 90% を補償。
- ◎自動車保険等の損害保険に関し、他の保険 会社への乗換えを促す補償の方式を導入。 (破綻後3ヶ月は保険金100%補償)
- ◎資金援助等による補償率は、契約種類、予定利率その他の契約内容を勘案して決定。(生保の高予定利率契約は85%程度~90%)
- ◎保険金等が運用実績に連動する保険契約は、他契約と別の管理・取扱いとする。(100%保全を可能に)

(2) 生命保険契約者保護機構に関する財源措置の見直し

- 〇 これまでの 5,000 億円規模の時限的な措置は廃止し、原則として、生命 保険契約者保護機構の借入可能枠の範囲内で保険会社の負担金により賄う 制度に。
- 政府補助の仕組みも当面は存置。

<発動要件>

- 平成 18 年度から 20 年度までの生命保険会社の破綻。
- 予算で定める金額の範囲内
- 資金援助等の費用を賄うための借入れにより、同機構の借入残高 が一定額(4,600億円)を超える場合、かつ、
- その費用を同機構の会員の負担金のみで賄うとしたならば、会員の財務状況を著しく悪化させ、保険業の信頼性維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合
- 法施行後3年以内に、資金援助等の費用の負担のあり方、政府補助規定 の継続の必要性等について検討。